

JFアジア株・アクティブ・オープン

追加型株式投資信託 / 国際株式型(アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能



投資信託説明書(目論見書)2005.2

発行・運用は

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン

本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

JFアジア株・アクティブ・オープン

追加型株式投資信託 / 国際株式型(アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能

投資信託説明書(交付目論見書) 2005.2

発行・運用は

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン

1. この目論見書により行うJFアジア株・アクティブ・オープンの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）（以下「証券取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年2月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成17年2月15日に生じております。
2. JFアジア株・アクティブ・オープンの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きの他為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。元金が保証されているものではありません。

本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の内容を記載した、証券取引法第15条第2項本文に基づき、投資家にあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（交付目論見書）です。

証券取引法第15条第3項に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は投資家から請求された場合に交付されます。また、投資家が請求目論見書の交付を請求した場合には、ご自身でも交付請求をしたことを記録していただきますようお願いいたします。

請求目論見書に記載されている情報については、EDINET（「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」）によっても入手することが可能です。投資家が請求目論見書の交付を請求した場合には、請求目論見書を受領し、その内容を確認した上で注文して下さい。

金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

JFアジア株・アクティブ・オープンは、主に外国株式を投資対象とするJFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券を主要投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

平成17年2月14日有価証券届出書提出

発 行 者 名：ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 三 木 桂 一

本店の所在の場所：東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルヂング

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

JFアジア株・アクティブ・オープン

募集内国投資信託受益証券の金額

継続募集額

1,000億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

目 次

	頁
交付目論見書	
第一部 証券情報（発行、申込についての情報）.....	1
第二部 ファンド情報.....	4
第1 ファンドの状況.....	4
1. ファンドの性格（ファンドの目的及び基本的性格、仕組み）.....	4
2. 投資方針（投資方針、投資対象、運用体制、分配方針、投資制限）.....	7
3. 投資リスク.....	11
4. 手数料等及び税金（申込手数料、換金手数料、信託報酬等、その他の手数料等、 課税上の取扱い）.....	14
5. 運用状況（投資状況、投資資産、運用実績）.....	17
6. 手続等の概要.....	22
7. 管理及び運営の概要（資産管理等の概要、受益者の権利等の概要）.....	24
第2 財務ハイライト情報（貸借対照表、損益及び剰余金計算書）.....	25
第3 内国投資信託受益証券事務の概要.....	29
第4 ファンドの詳細情報の項目（請求目論見書の項目）.....	29
基本用語の解説	
約 款	

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

JFアジア株・アクティブ・オープン（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

委託会社は、当ファンドの無額面の受益証券（以下「受益証券」といいます。）を発行します。

受益証券は、無記名式です。ただし、受益者の希望により、記名式に変更することもできます。なお、当初元本は1口当たり1円です。

格付は取得していません。

(3) 発行価額の総額

1,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、下記(5)の申込手数料は含みません。

(4) 発行価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口あたり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口あたり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03-6229-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(5) 申込手数料

申込手数料は発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税込）が上限となっています。（当該手数料率（税込）は、この手数料率にかかる消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。）

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4)発行価格」の照会先までお問い合わせ下さい。

ただし、「自動けいぞく投資契約」*に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

販売会社によって、申込手数料を減免する規定を設けている場合には、当ファンドの申込手数料は減免されることがあります。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

スイッチング*により、当ファンドを取得申込する場合は、申込手数料はかかりません。

* JFアジア株・アクティブ・オープン約款（以下「信託約款」といいます。）付表 に掲げる「別に定める契約にかかる各信託」の受益者が、該当する信託の受益証券の買取請求にかかる売却金または一部解約金をもって、当ファンドの取得申込を行うことをいいます。

なお、スイッチングは販売会社によって取扱わない場合があります。（詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。）

(6) 申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、収益の分配時に分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資*コース」といいます。）の2つのコースがあります。

* 自動けいぞく投資とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差引いた後、自動的にファンドに再投資するものです。

一般コース : 申込単位は、販売会社が定めるものとします。

自動けいぞく投資コース : 申込単位は、販売会社が定めるものとします。*

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。

* 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。

申込単位および申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「(4)発行価格」の照会先までお問い合わせ下さい。

(7) 申込期間

申込期間は平成17年2月15日（火）から平成18年2月14日（火）までです。

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

当ファンドの受益証券の取得申込みは、申込期間における毎営業日に受付けます。ただし、香港証券取引所の休業日には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。

(8) 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「(4)発行価格」の照会先までお問い合わせ下さい。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合などがありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(9) 払込期日

投資者は、取得申込日から起算して5営業日目までに取得申込代金^{*}を支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いただく場合があります。

* 取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の口座を經由して受託会社の当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

投資者は、申込みの販売会社に申込代金を支払うものとします。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(12) その他

申込証拠金はありません。申込金額には利息はつきません。

日本以外の地域における発行はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*}を有し、主としてアジアの株式を投資対象とする「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象として積極的な運用を行います。（後記「2.投資方針(1)投資方針」を参照してください。）

^{*} 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（親投資信託における収益分配方針および当該親投資信託への投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

追加型株式投資信託/国際株式型（アジア・オセアニア型）^{*}に属します。

^{*} 「アジア・オセアニア型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として日本を除くアジアとオセアニアの株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

(ニ) ファンドの特色

当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

^{*} ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド：JFアジア株・アクティブ・オープン）とし、その資金をマザーファンド（JFアジア株・アクティブ・マザーファンド（適格機関投資家専用））に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

マザーファンドは、成長性があり、かつ割安と判断される日本を除くアジアの株式に分散投資し、信託財産の長期的な成長をめざした積極的な運用を行います。

MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）を当ファンドのベンチマークとします。

ベンチマークとはファンドの運用成果を計る指標です。

当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合も下回る場合もあります。また、アジアの株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）とは、モルガン スタンレー キャピタル インターナショナル社（MSCI社）^{*}が発表している指標です。

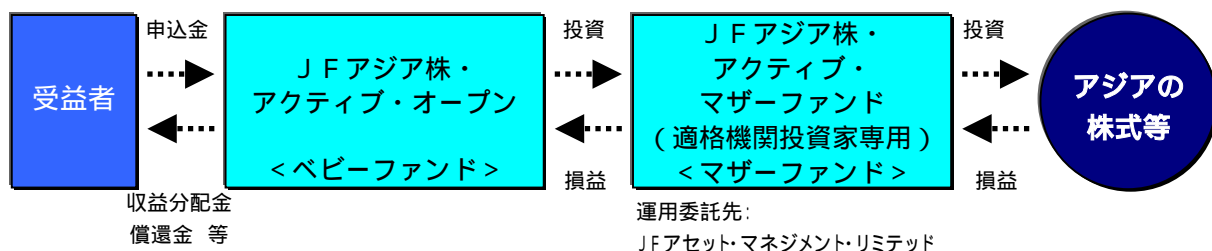
^{*} MSCI社は、世界の投資家に世界中のインデックス・ベンチマークに関する商品・サービスの提供を行っています。

運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用の指図に関する権限をJFアセット・マネジメント・リミテッドに委託します。

アジア地域全体をカバーするJFアセット・マネジメント・リミテッドの経済分析、企業調査のネットワークを活かし、ボトムアップによる銘柄選択と国別配分両方からの付加価値を追求します。

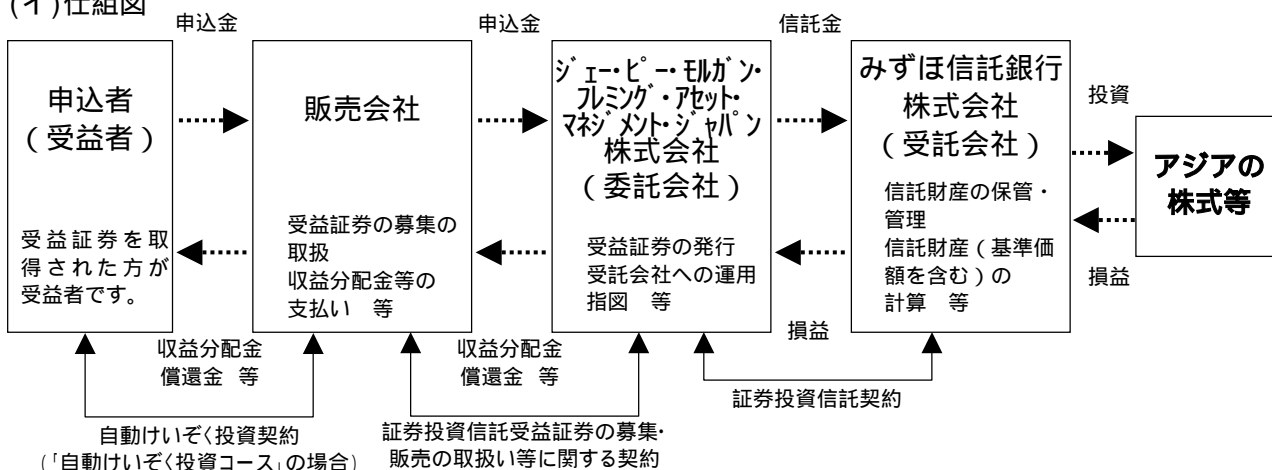
為替ヘッジは原則として行いません。

(ホ)ファミリーファンド方式の仕組み



(2) ファンドの仕組み

(イ)仕組み



(ロ)当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 (委託会社)

当ファンドの委託会社として、受益証券の発行、信託財産の運用指図を行います。また、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

みずほ信託銀行株式会社 (受託会社)

(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)

委託会社との契約により、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金および償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等を行います。

(参考) JFアセット・マネジメント・リミテッド(投資顧問会社)

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

(八)委託会社の概況

資本金 2,218百万円（有価証券届出書提出日現在）

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

大株主の状況（有価証券届出書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(アジア)インク	米国デラウェア州	56,265	100

2 投資方針

(1) 投資方針

(イ) 運用方針

当ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として、主として日本を除くアジア各国の株式を投資対象として運用を行うマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンドでの投資にあたっては、日本を除くアジア各国（中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）の株式の中から成長性があり、かつ割安と判断される銘柄に分散投資します。

当ファンドは、MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス*（除く日本、配当なし、円ベース）をベンチマークとします。

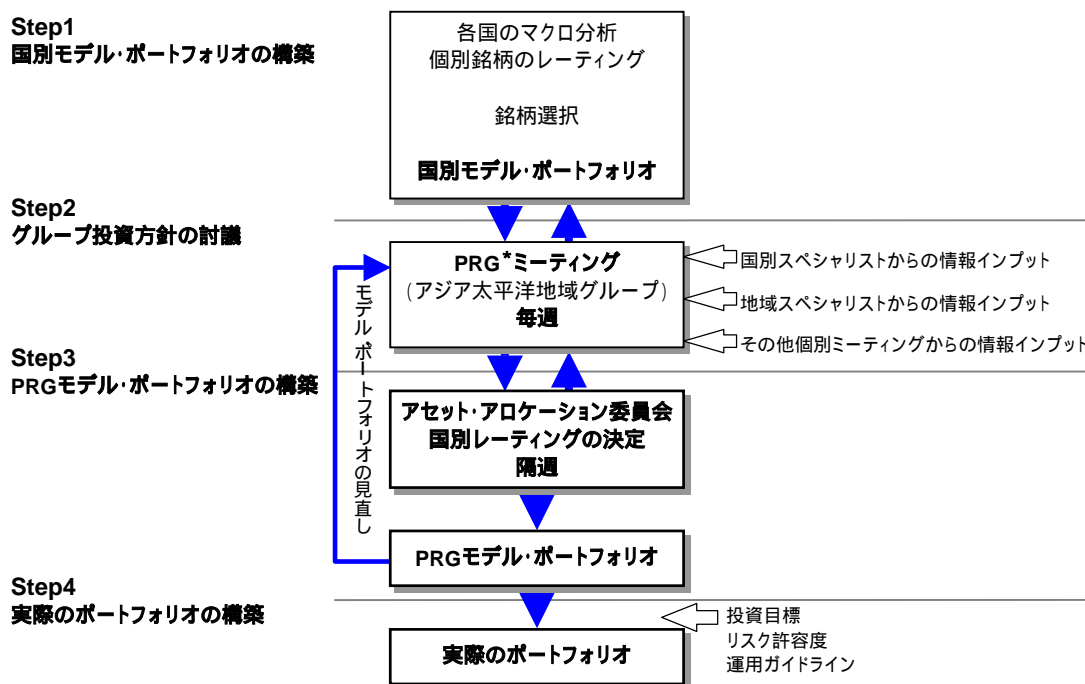
* 同インデックス（指数）は、アジア地域のMSCI指数（中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）で構成されています。（2004年9月末現在）
投資対象国は、ベンチマークの構成国が見直された場合、変更することがあります。

(ロ) 投資態度

銘柄選択のプロセス

マザーファンドにおける銘柄選択のプロセスは次のとおりです。（なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。）

マザーファンドに係る運用の指図に関する権限の委託を受けたJFアセット・マネジメント・リミテッドは、以下のプロセスに従い、積極的な運用を行います。



(2004年9月末現在)

* JFアセット・マネジメント・リミテッドおよび委託会社は、「JPモルガン・フレミング・アセット・マネジメント」グループの一員です。PRG（アジア・太平洋地域グループ）（以下「PRG」という場合があります。）は、同グループ各社のアジア・太平洋地域の株式運用戦略に基づく運用を行うポートフォリオ・マネジャーで構成されます。

PRGのポートフォリオ・マネジャーは、同グループの各地域のポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

「JPモルガン・フレミング・アセット・マネジメント」グループとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

マザーファンドの運用の委託先

運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用の指図に関する権限をJFアセット・マネジメント・リミテッドに委託します。

委託にかかる費用：当ファンドにかかる信託報酬のうち、委託会社が受ける部分から支弁するものとします。

* その詳細につきましては、マザーファンドの信託約款第20条第2項をご参照ください。

(2) 投資対象

投資対象および運用の指図範囲につきましては、JFアジア株・アクティブ・オープン信託約款（以下「信託約款」といいます。）第20条を参照して下さい。

(3) 運用体制

JFアセット・マネジメント・リミテッドのアジア株運用は、総勢62名(2004年9月末現在)のPRG（アジア・太平洋地域グループ）のメンバーが携わっています。

それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝国別スペシャリストと、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝地域スペシャリストが、それぞれの役割を補完し合っています。

国別スペシャリストと地域スペシャリストの間で行われるPRGミーティングで、アジアの投資方針が討議されます。

年間で延べ約1,700社の企業訪問を行っています。（2003年実績）

国別モデル・ポートフォリオ^{*}に含まれる企業には、原則として半年に1回以上の企業訪問を行っています。

企業訪問等によって得られた情報はグループ内のデータベース・システム（JFIRST）に記録され、グループ内のポートフォリオ・マネジャーによるアクセスを常に可能とすることにより、最新の情報の共有化を図っています。

* 国別モデル・ポートフォリオとは、国別スペシャリストが構築するその国の銘柄だけで構成されたポートフォリオです。

PRGメンバーの常駐する拠点および人数



(2004年9月末現在)

* PRGメンバーの常駐する拠点、PRGのメンバー数および企業訪問数は、今後変更されることがあります。

(4) 分配方針

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（詳細については信託約款第44条第1項をご参照ください。）

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 投資制限

(イ)信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

詳しくは信託約款をご参照ください。

株式への投資制限（運用の基本方針2.(3)投資制限）

外貨建資産への投資制限（運用の基本方針2.(3)投資制限および信託約款第27条）

投資する株式等の範囲（信託約款第22条）

投資信託証券への投資制限(運用の基本方針2.(3)投資制限ならびに信託約款第20条第4項および第5項)

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第23条）

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第24条）

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第25条）

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第26条）

外国為替予約の指図（信託約款第28条）

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図（信託約款第35条）

再投資の指図（信託約款第36条）

資金の借入れ（信託約款第37条）

受託者による資金の立替え（信託約款第39条）

(ロ)「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）ならびに関係政令および内閣府令には以下のような投資制限があります。

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が、当該投資信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回るることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。

- (a) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
- (b) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- (c) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に

係る時価とその帳簿価額の差額であって評価損となるもの

- (d) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考) マザーファンドの概要

マザーファンドの投資対象

投資対象および運用の指図範囲につきましては、「JFアジア株・アクティブ・マザーファンド(適格機関投資家専用)約款(以下「マザーファンド信託約款」といいます。)第17条および第18条を参照して下さい。

マザーファンドの投資制限

(イ)マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限(運用の基本方針2.(3)投資制限)

外貨建資産への投資制限(運用の基本方針2.(3)投資制限およびマザーファンド信託約款第26条)

投資する株式等の範囲(マザーファンド信託約款第21条)

投資信託証券への投資制限(運用の基本方針2.(3)投資制限およびマザーファンド信託約款第18条第4項)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(マザーファンド信託約款第22条)

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(マザーファンド信託約款第23条)

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(マザーファンド信託約款第24条)

有価証券の貸付の指図および範囲(マザーファンド信託約款第25条)

外国為替予約の指図(マザーファンド信託約款第27条)

有価証券の売却等の指図(マザーファンド信託約款第34条)

再投資の指図(マザーファンド信託約款第35条)

受託会社による資金の立替え(マザーファンド信託約款第37条)

(ロ)投信法ならびに関係政令および内閣府令には当ファンドと同様の投資制限があります。

3 投資リスク

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのもですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

マザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。従って、当ファンドは元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

株価変動リスク

株式の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢ならびに発行会社の業績の変化や株式市場における需給等に影響を受けます。また、発行会社の財務状況の悪化、倒産等により株価が下落することもあります。（価格がゼロになることもあります。）マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの投資成果は、投資対象市場の下落に伴い、悪化することがあります。また、株式の価格変動または流動性の予想外の低下があった場合、大きな損失が生じることがあります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄選定方法はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオ構成銘柄は、ベンチマーク構成銘柄とは異なるものになります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の値動きがアジアの株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

アジア株のリスク

アジア各国を取巻く社会的・経済的環境は、不透明な場合が多く、それらの国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。アジア市場における証券取引所や証券市場、会計基準、財務報告の要件、および法制度は、先進国市場と異なることがあり、このことがより大きなリスク要因となります。政治・経済の急変に際しては、流動性は、より低くなる可能性があり、リスクは高くなります。したがって、信託財産の価値は先進国市場の投資に比べ、より大幅に変動することが考えられます。

為替変動リスク

マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、マザーファンド・当ファンド共、原則として為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動により、マザーファンドの信託財産の価値が変動することがあります。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。（また、ベンチマークを変更することもあります。）また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

受益者（投資家）の解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合にも、原則として、迅速に株式組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。また、マザーファンドを投資対象とする他のファンドの解約・追加により同様の資金流入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、解約により受益権の総口数が10億口を下回った場合などには、当ファンドの適切な運用が難しいと委託会社が判断したとき、その他の委託会社が受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。この場合には日本経済新聞に公告するとともに受益者の皆様にお知らせします。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

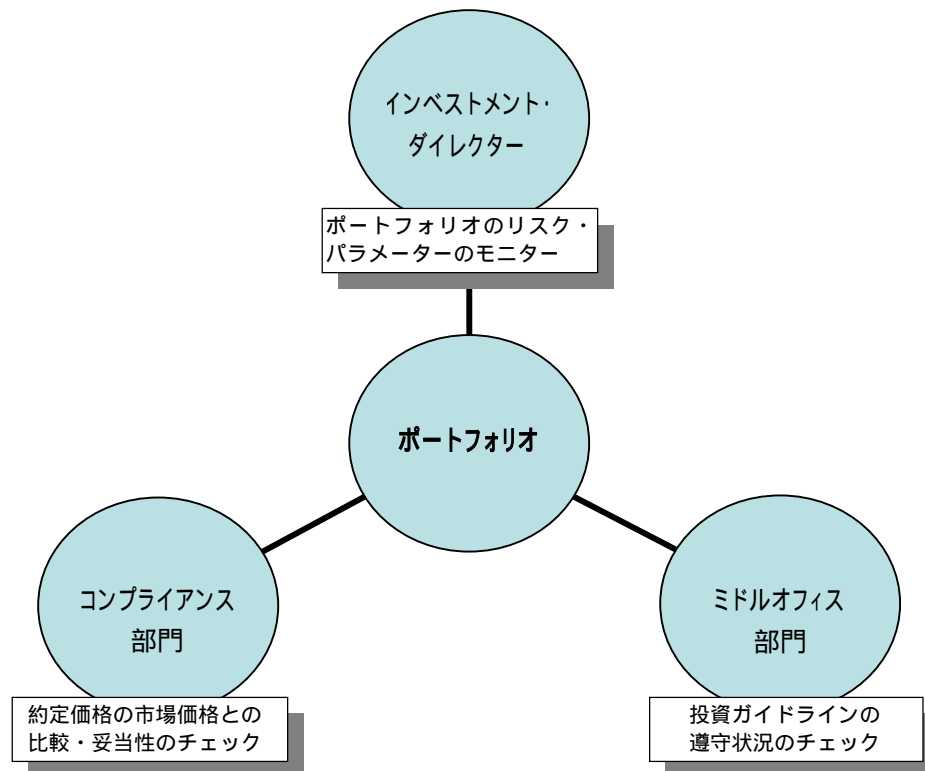
流動性のリスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。これにより、市場が長期閉鎖することや急激な市況変動が起こることがあります。このような場合、証券取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは一時的に解約できないこともあります。また、これらにより、一時的に当初の当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドまたはマザーファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(2)投資リスクに関する管理体制



(2004年12月末現在)

独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因のファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターとポートフォリオ・マネジャーの間のレビュー・ミーティングでは対ベンチマークでのオーバーウェイトおよびアンダーウェイト^{*}が説明され、議論されます。

* オーバーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より多くすること。

アンダーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より少なくすること。

コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、大きな差があった場合はセントラルディーラーに確認します。その結果は半年ごとのコンプライアンスレポートに報告されます。

投資ガイドライン違反を未然防止するためのモニター・システム（“トリップワイヤー”システム）をポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合は、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、リスク管理部門およびミドルオフィス部門により、無効の理由が妥当なものであるかが検証されます。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税込）が上限となっています。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合、スイッチングによって取得申込みをする場合の申込手数料は、無手数料とします。

販売会社によって、申込手数料を減免する規定を設けている場合には、当ファンドの申込手数料は減免されることがあります。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(2) 換金手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年1.6065%（税込）の率を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。*

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7665%（税込）	年率0.735%（税込）	年率0.105%（税込）

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年1万分の50）が含まれています。

信託報酬は、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

* ただし、販売会社が委託会社から委託された業務の一部を行わなかった場合には、委託会社は販売会社が行わなかった業務に対する報酬を販売会社に支払わず、自ら收受します。

(4) その他の手数料等

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用。(売買委託手数料)

外貨建資産の保管費用。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息。

当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年10,000分の2.1(税込)の率を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税込)を上限とします。)を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合等にはそれぞれ別個に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」を参照して下さい。)

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%^{*1}（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

買取請求時の受取り金額は、買取請求日の翌営業日の基準価額から販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額となります。（当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）買取差益は、譲渡所得として10%^{*2}（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。

一部解約時もしくは償還時に差損が発生した場合には、確定申告を行うことにより、「株式等（特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）を含みます。）の譲渡による所得」との損益通算が可能になります。（買取請求の場合も他の譲渡による所得と損益通算が可能になります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

*1 10%の税率は平成20年4月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

*2 10%の税率は平成20年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%^{*}（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

買取請求時の受取り金額は、買取請求日の翌営業日の基準価額から販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額となります。（当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不参入制度は適用されません。

* 7%の税率は平成20年4月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

5 運用状況

(1) 投資状況

(2004年12月30日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	23,743,979,328	100.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	94,832,891	0.40
合計(純資産総額)	23,649,146,437	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド」です。(以下同じ)

(参考) JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(2004年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	香港	5,324,964,054	18.97
	シンガポール	2,722,256,397	9.70
	マレーシア	1,452,827,338	5.18
	タイ	1,009,068,561	3.60
	インドネシア	1,317,618,702	4.69
	韓国	6,587,271,294	23.47
	台湾	5,270,500,990	18.78
	中国	3,317,526,818	11.82
	ケイマン島	556,818,798	1.98
	小計	27,558,852,952	98.20
新株予約権証券	香港	2,439,122	0.01
	中国	3,398,382	0.01
	小計	5,837,504	0.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		500,563,693	1.78
合計(純資産総額)		28,065,254,149	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2004年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	JFアジア株・アク ティブ・オープン・マ ザーファンド	16,992,756,980	1.3374	22,726,284,600	1.3973	23,743,979,328	100.40

(参考) JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(2004年12月30日現在)

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	株式	韓国	半導体・半導体製造 装置	41,740	44,855.82	1,872,282,292	44,538.90	1,859,053,686	6.62
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造 装置	6,137,293	154.17	946,212,400	164.12	1,007,283,213	3.59
3	CHEUNG KONG	株式	香港	不動産	819,000	939.04	769,076,265	1,031.03	844,413,570	3.01
4	MELCO INTERNATIONAL DEVELOP.	株式	香港	ホテル・レストラ ン・レジャー	3,470,000	150.56	522,476,915	236.33	820,077,245	2.92
5	SWIRE PACIFIC LIMITED 'A'	株式	香港	不動産	945,500	823.75	778,862,014	860.30	813,420,741	2.90
6	KOOKMIN BANK	株式	韓国	銀行	198,420	4,104.34	814,384,981	3,987.95	791,291,023	2.82
7	CHINA STEEL	株式	台湾	素材	6,126,760	113.23	693,740,398	118.95	728,778,102	2.60
8	SAMSUNG ELEC GDR 1/2 VOTING 144A	株式	韓国	半導体・半導体製造 装置	29,597	21,154.62	626,113,584	22,118.57	654,643,390	2.33
9	COSCO PACIFIC LIMITED	株式	中国	運輸	2,972,000	180.76	537,233,580	208.88	620,803,248	2.21
10	DBS GROUP HOLDINGS LTD	株式	シンガ ポール	銀行	588,000	1,035.86	609,088,620	1,016.80	597,878,400	2.13
11	KOREA ELECTRIC POWER CORP	株式	韓国	公益事業	217,000	2,389.77	518,580,090	2,705.40	587,071,800	2.09
12	SHUN TAK HOLDINGS LIMITED	株式	香港	不動産	5,030,000	90.18	453,642,738	113.81	572,489,450	2.04
13	CHINA MOBILE (HONG KONG)	株式	中国	電気通信サービス	1,579,000	336.47	531,296,640	359.52	567,684,448	2.02
14	POSCO	株式	韓国	素材	29,960	17,685.30	529,851,588	18,687.30	559,871,508	1.99
15	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	株式	ケイマ ン島	小売	3,569,500	161.34	575,937,040	155.99	556,818,798	1.98
16	SUN HUNG KAI PROPERTIES	株式	香港	不動産	526,000	1,041.85	548,013,202	1,037.72	545,843,350	1.94
17	KEPPEL CORP LTD	株式	シンガ ポール	資本財	912,000	533.82	486,843,840	540.17	492,639,600	1.76
18	HON HAI PRECISION INDUSTRY	株式	台湾	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	1,047,000	417.62	437,253,375	469.62	491,697,375	1.75
19	TAIWAN CELLULAR CORP	株式	台湾	電気通信サービス	4,051,000	112.12	454,218,375	115.05	466,067,550	1.66
20	CITY DEVELOPMENTS	株式	シンガ ポール	不動産	970,000	436.55	423,461,224	444.85	431,504,500	1.54
21	OVERSEAS CHINESE BANK	株式	シンガ ポール	銀行	486,000	870.63	423,128,610	864.28	420,040,080	1.50
22	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	株式	中国	エネルギー	9,512,000	43.11	410,117,489	42.84	407,570,176	1.45
23	COMFORTDELGRO CORP LTD	株式	シンガ ポール	運輸	4,265,000	99.77	425,533,977	95.32	406,561,125	1.45
24	IOI CORP BERHAD	株式	マレー シア	食品・飲料・タバコ	1,557,700	265.97	414,307,699	259.11	403,629,666	1.44
25	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR	株式	台湾	半導体・半導体製造 装置	5,193,000	79.84	414,621,821	76.70	398,303,100	1.42
26	HALLA CLIMATE CONTROL	株式	韓国	自動車・自動車部品	378,300	998.70	377,809,026	996.99	377,161,317	1.34
27	PARADISE CO LTD	株式	韓国	ホテル・レストラ ン・レジャー	960,000	401.80	385,729,920	392.28	376,591,680	1.34
28	MALAYSIA INTL SHIPPING (F)	株式	マレー シア	運輸	887,400	405.81	360,121,118	414.04	367,420,870	1.31
29	AU OPTRONICS CORP	株式	台湾	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	2,408,000	126.10	303,648,800	149.50	359,996,000	1.28
30	WHEELLOCK & COMPANY LTD	株式	香港	不動産	2,079,000	160.01	332,661,829	172.06	357,715,858	1.27

種類別投資比率

(2004年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.40
合計	100.40

(参考) JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	4.36
	素材	8.98
	資本財	2.90
	運輸	7.24
	自動車・自動車部品	3.44
	耐久消費財・アパレル	1.25
	ホテル・レストラン・レジャー	4.26
	小売	1.98
	食品・飲料・タバコ	3.02
	医薬品・バイオテクノロジー	0.45
	銀行	11.16
	各種金融	1.99
	保険	1.87
	不動産	15.30
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.51
	電気通信サービス	8.78
	公益事業	2.09
	半導体・半導体製造装置	15.59
	小計	98.20
新株予約権証券		0.02

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2004年12月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(1999年5月17日)	217	251	1.1360	1.3160
2期	(1999年11月15日)	894	894	1.1484	1.1484
3期	(2000年5月15日)	7,605	7,605	1.2550	1.2550
4期	(2000年11月15日)	5,963	5,963	1.0417	1.0417
5期	(2001年5月15日)	5,889	5,889	1.0786	1.0786
6期	(2001年11月15日)	5,693	5,693	1.0062	1.0062
7期	(2002年5月15日)	9,283	9,283	1.3208	1.3208
8期	(2002年11月15日)	8,390	8,390	1.0471	1.0471
9期	(2003年5月15日)	7,500	7,500	0.9210	0.9210
10期	(2003年11月17日)	16,162	16,433	1.1926	1.2126
11期	(2004年5月17日)	21,331	21,331	1.1487	1.1487
12期	(2004年11月15日)	23,973	23,973	1.2389	1.2389
	2003年12月末日	16,809	-	1.1862	-
	2004年1月末日	16,002	-	1.2786	-
	2004年2月末日	16,157	-	1.3432	-
	2004年3月末日	17,899	-	1.2585	-
	2004年4月末日	22,069	-	1.2328	-
	2004年5月末日	22,812	-	1.1893	-
	2004年6月末日	22,558	-	1.1297	-
	2004年7月末日	23,542	-	1.1392	-
	2004年8月末日	24,486	-	1.1780	-
	2004年9月末日	24,506	-	1.2174	-
	2004年10月末日	22,880	-	1.1768	-
	2004年11月末日	23,264	-	1.2356	-
	2004年12月末日	23,649	-	1.2907	-

分配の推移

期	一口当たり分配金 (円)
1期	0.1800
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0200
11期	0.0000
12期	0.0000

収益率の推移

期	収益率 (%)
1期	31.6
2期	1.1
3期	9.3
4期	17.0
5期	3.5
6期	6.7
7期	31.3
8期	20.7
9期	12.0
10期	31.7
11期	3.7
12期	7.9

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落、以下「前期末基準価額」といいます。))を除いた額を前期末基準価額で除したものです。

6 手続等の概要

(1) 申込手続等

申 込 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、香港証券取引所の休業日には、受付けは行いません。
申 込 単 位	(a) 一般コース : 申込単位は、販売会社が定めるものとします。 (b) 自動けいぞく投資コース : 申込単位は、販売会社が定めるものとします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。 申込単位および申込コースは、販売会社により取扱が異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせください。
販 売 価 格	取得申込日の翌営業日の基準価額 取得申込みには申込手数料を要します。
受 付 時 間	原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付けは午前11時までとします。
受 渡 方 法	取得申込代金の支払いについて： 投資者は、取得申込日から起算して5営業日目までに取得申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。 受益証券の引渡しについて： 保護預り口座に入庫されます。「一般コース」においては受益証券の現物を引渡すことも可能です。(詳しくは販売会社にお問い合わせください。) なお、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て販売会社における保護預りとなりますので、引き出すことはできません。
申 込 取 扱 場 所	販売会社

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：
 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
 ヘルプデスク TEL：03-6229-2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))
 HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(2)換金手続等

換 金 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、香港証券取引所の休業日には、換金申込みの受付は行いません。 換金方法は、解約請求または買取請求となります。 * 販売会社によっては、解約請求のみの取扱いの場合があります。
換 金 価 格	解約請求の場合：換金申込日の翌営業日の基準価額です。 買取請求の場合：換金申込日の翌営業日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額です。（当該源泉徴収税額に相当する額の控除は免除される場合があります。） 課税については、前記「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。
換 金 単 位	1口単位です。
受 渡 方 法	換金代金の支払いについて： 原則として換金請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。 受益証券の引渡しについて： 「一般コース」（受益証券保護預り）・「自動けいぞく投資コース」では、保護預り口座から出庫されます。 「一般コース」で受益証券の現物を保有している受益者は、引渡し方法につき、販売会社にお問い合わせください。
受 付 時 間	原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付けは午前11時までとします。
換 金 時 の 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客当たり1日5億円を超える換金請求には制限を設ける場合があります。
換 金 の 中 止	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付が中止される場合があります。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産管理等の概要

資産の評価	受益証券1口当たりの純資産価額（基準価額）は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って原則として各営業日に委託会社が計算します。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。 基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより、また原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊により知ることができます。
保 管	「一般コース」の場合： 受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。 「自動けいぞく投資コース」の場合： 受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。
信託期間	無期限です。
計算期間	毎年5月16日から11月15日、11月16日から翌年5月15日です。 計算期間終了日が休業日の場合は翌営業日を終了日とします。
そ の 他	
信託の終了等	委託会社は受益権の総口数が10億口を下回る場合は、当ファンドを終了させることができます。 その他、信託約款は、当ファンドが終了または承継される場合や、受託会社の辞任の場合の取扱いについて規定しています。（詳しくは、信託約款をご参照ください。）
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認められるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、信託約款を変更することができます。この場合、受益者は異議を申立てることができます。（詳しくは、信託約款をご参照ください。）
運用報告書	委託会社は、計算期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、受益者に対して販売会社を通して交付します。
関係会社との契約の更新等に関する手続について	委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約は、1年間毎の自動更新規定に従って自動更新され、現在に至っています。 当ファンドの受益証券の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

(2) 受益者の権利等の概要

収益分配金の請求権	当ファンドにかかる収益の分配を持分にに応じて請求することができます。 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、収益分配金は再投資されます。
償還金の請求権	償還金を持分にに応じて委託会社に請求することができます。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。
受益証券の一部解約の実行請求権および買取請求権	受益証券の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有し、また受益証券の買取を販売会社に請求する権利を有します。
反対者の買取請求権	当ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。
帳簿の閲覧権	委託会社に対し、その営業時間内に信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2 財務ハイライト情報

- 当ファンドの財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している「(1)貸借対照表」、「(2)損益及び剰余金計算書」ならびに「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第4条の規定により注記されている事項(以下「重要な会計方針」といいます。)を抜粋して記載しております。
なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第11期計算期間(平成15年11月18日から平成16年5月17日まで)および第12期計算期間(平成16年5月18日から平成16年11月15日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査証明を受けております。
(当該監査証明にかかる監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に添付しております。)

ＪＦアジア株・アクティブ・オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	第11期	第12期
		(平成16年5月17日現在)	(平成16年11月15日現在)
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		93,991,217	6,767,710
親投資信託受益証券		21,381,948,936	24,165,238,778
未収入金		3,155,374	43,077,773
流動資産合計		21,479,095,527	24,215,084,261
資 産 合 計		21,479,095,527	24,215,084,261
負 債 の 部			
流動負債			
未払解約金		4,458,568	52,328,394
未払受託者報酬		9,273,788	12,278,590
未払委託者報酬		132,615,054	175,583,822
その他未払費用		1,575,000	1,575,000
流動負債合計		147,922,410	241,765,806
負 債 合 計		147,922,410	241,765,806
純 資 産 の 部			
元本			
元本	1	18,569,080,900	19,350,778,764
剰余金			
期末剰余金		2,762,092,217	4,622,539,691
(うち分配準備積立金)		(62,558,389)	(254,581,240)
剰余金合計		2,762,092,217	4,622,539,691
純 資 産 合 計		21,331,173,117	23,973,318,455
負債・純資産合計		21,479,095,527	24,215,084,261

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	注記 番号	第11期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年 5月17日)	第12期 (自 平成16年 5月18日 至 平成16年11月15日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		979,908,300	2,073,614,823
営業収益合計		979,908,300	2,073,614,823
営業費用			
支払利息		4,897	-
受託者報酬		9,273,788	12,278,590
委託者報酬	1	132,615,054	175,583,822
その他費用		1,575,000	1,575,000
営業費用合計		143,468,739	189,437,412
営業利益又は営業損失()		1,123,377,039	1,884,177,411
経常利益又は経常損失()		1,123,377,039	1,884,177,411
当期純利益又は当期純損失()		1,123,377,039	1,884,177,411
一部解約に伴う当期純利益分配額		598,105,855	165,777,297
期首剰余金		2,610,239,407	2,762,092,217
剰余金増加額		3,168,587,038	542,804,882
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(3,168,587,038)	(542,804,882)
剰余金減少額		1,295,251,334	400,757,522
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(1,295,251,334)	(400,757,522)
分配金	2	-	-
期末剰余金		2,762,092,217	4,622,539,691

重要な会計方針

区 分	第11期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年 5月17日)	第12期 (自 平成16年 5月18日 至 平成16年11月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 信託約款第40条により、平成15年11月15日および平成15年11月16日が休日のため、前計算期間末日は平成15年11月17日としており、また、平成16年5月15日および平成16年5月16日が休日のため、当計算期間末日は平成16年5月17日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	計算期間末日の取扱い 信託約款第40条により、平成16年5月15日および平成16年5月16日が休日のため、前計算期間末日は平成16年5月17日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

(参考)

当ファンドは「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。
尚、親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成16年5月17日現在)	(平成16年11月15日現在)
		金額	金額
資 産 の 部			
流動資産			
預金		831,206,398	11,926,514
コール・ローン		1,643,012,357	410,257,791
株式		23,024,089,549	28,008,030,703
新株予約権証券		1,271,537	6,973,691
派生商品評価勘定		151,403	-
未収配当金		89,253,639	7,696,656
未収利息		45	11
流動資産合計		25,588,984,928	28,444,885,366
資 産 合 計		25,588,984,928	28,444,885,366
負 債 の 部			
流動負債			
未払金		403,256,114	70,866,632
未払解約金		3,155,374	43,077,773
流動負債合計		406,411,488	113,944,405
負 債 合 計		406,411,488	113,944,405
純 資 産 の 部			
元本			
元本	1	20,443,362,061	21,162,403,826
剰余金			
剰余金		4,739,211,379	7,168,537,135
剰余金合計		4,739,211,379	7,168,537,135
純 資 産 合 計		25,182,573,440	28,330,940,961
負債・純資産合計		25,588,984,928	28,444,885,366

(注)「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成16年5月17日および平成16年11月15日における同親投資信託の状況であります。

重要な会計方針

区 分	(自 平成15年11月18日 至 平成16年 5月17日)	(自 平成16年 5月18日 至 平成16年11月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>	<p>株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 同左</p>
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成 12 年総理府令第 133 号）」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 受益証券の名義書換および無記名式または記名式への変更

(1) 手続 : 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。名義書換の手続は、計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(2) 取扱場所 : 委託会社にて行います。

(3) 取次所 : 受益者から請求があるときは、販売会社がこれを委託会社に取り次ぎます。

(4) 代理人 : 該当事項はありません。

(5) 手数料 : 徴しません。

2. 受益者名簿の閉鎖の時期

当ファンドにおいて受益者名簿は作成しないため、該当事項はありません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益証券には譲渡制限はありません。なお、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

第4 ファンドの詳細情報の項目

請求目論見書に記載している項目名は次のとおりです。

第1	ファンドの沿革	
第2	手続等	1 申込手続等 2 換金手続等
第3	管理及び運営	1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (2) 保管 (3) 信託期間 (4) 計算期間 (5) その他 2 受益者の権利等
第4	ファンドの経理状況	1 財務諸表 2 ファンドの現況
第5	設定及び解約の実績	

基本用語の解説

交 付 目 論 見 書	当ファンドの内容を詳しく説明している法定文書で、当ファンドの申込者にあらかじめまたは申込みと同時に交付または送付されます。当ファンドを購入する前に必ずお読みください。
請 求 目 論 見 書	交付目論見書の内容を補足している法定文書で、当ファンドの申込者から請求があった場合に交付または送付されます。
自 動 け い ぞ く 投 資	当ファンドから生じる収益分配金を投資家に払い出しせずに、税金を差引いた後、当ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
ベ ン チ マ ー ク	当ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標（インデックス）のことです。
純 資 産 総 額	当ファンドに組入れている株式や債券などの資産を時価評価し、合計した金額から未払金等の負債を差し引いた金額をいいます。
基 準 価 額	純資産総額を当ファンドの受益権総口数で割った1口当たりの時価のことをいいます。なお、便宜上1万口に換算した価額で表示することがあります。
収 益 分 配	当ファンドが計算期間中に得た収益の中から投資家へ還元する部分を収益分配といいます。分配の支払額は基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。
信 託 報 酬	当ファンドの運用・管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
ポ ー ト フ ォ リ オ	資産運用において、運用対象商品（株式等）の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容のことをいいます。
流 動 性	株式や債券などの組入有価証券の売買が、迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。
ボ ト ム ア ッ プ ・ ア プ ロ ー チ	投資銘柄を選定する際に、主として個別企業に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。当ファンドでは、ポートフォリオ・マネジャー自身による企業調査により企業の付加価値を追求することにより銘柄選択を行っています。
解 約 請 求 及 び 買 取 請 求	解約請求は、当ファンドの資産を直接取り崩して投資家に返金することを請求することをいいます。買取請求は受益証券を販売会社が買取ることを請求する方法です。 (販売会社で取扱いが異なります。また、課税の取扱いも異なります。)

追加型証券投資信託

J F アジア株・アクティブ・オープン

約 款

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンドを主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 投資態度

主として JF アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
- ④ スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引は第25条の範囲で行います。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
J Fアジア株・アクティブ・オープン
約 款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ金1千億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第6項、第51条、第52条、第53条第1項、第55条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の取得単位、価額および手数料等)

第12条 委託者は第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし委託者に対し、取得の申し込みにかかる受益証券について、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める現地の証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の取得申込の受付は行いません。

- ② 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65号の2第3項の規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行された受益証券の取得の申込をした当該取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ当該取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める現地の証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の取得申込の受付は行いません。
- ③ 前2項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めます。
- ⑤ 別に定める契約にかかる各信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が第47条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

（受益証券の種類）

第13条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

- ② 別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（記名式の受益証券の再交付）

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合などの再交付）

第18条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（運用の指図範囲）

第20条 委託者は、信託金を、主としてジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるJFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
 9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
 10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）。
- なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第21条の2 （削除）

（投資する株式等の範囲）

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において金融商品運用額等といいます。)の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項においても同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に

マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
(有価証券の保管)

第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第33条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第34条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約金ならびに売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替え金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第40条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から5月15日まで、および5月16日から11月15日とします。ただし、第1計算期間は平成10年11月30日から平成11年5月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用並びに受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 委託会社は、信託事務の処理および財務諸表の監査に要する諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができる。この場合、当該諸費用は、実際に支払う金額を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年10,000分の2の率を乗じて得た額を、ただし当該諸費用が300万円を超えるときは年間300万円とした額を、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、計算期間を通じて毎日、費用計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の153の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末および信託終了の時支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

(利益の処理方法)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第45条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第47条第1項ないし第4項に規定する支払開始日の前日および交付開始前に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益証券に帰属する収益分配金（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に

対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じたものとします。

- ④ 委託者は、第3項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第50条第2項により信託の一部解除が行われた場合および第49条第2項により委託者の指定する証券会社および登録金融機関が買い取った場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。
- ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- ⑥ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑦ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑨ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第5項および第6項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑩ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金について前条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第49条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益証券を買取ります。ただし、買取申込日が、別に定める現地の証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の買取申込の受付は行いません。

- ② 前項の場合、受益証券の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止することができます。また、委託者が、別に定める契約にかかる各信託(この信託を除きます。)の受益証券の取得申込を中止したときまたは既に受け付けた取得申込の受付を取り消したときは、当該信託の取得申込にかかるこの信託の受益証券の買取請求の受付を中止することおよび既に受け付けた受益証券の買取請求の受付を取り消すことができます。なお、受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第50条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行を請求する日が、別に定める現地の証券取引所の休業日と同日の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録

金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。また、委託者が、別に定める契約にかかる各信託（この信託を除きます。）の受益証券の取得申込を中止したときまたは既に受け付けた取得申込の受付を取り消したときは、当該信託の取得申込にかかるこの信託の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑥ 委託者は、設定より2年経過後以降、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託を終了させることができます。
- ⑦ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付する。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

（信託契約の解約）

第51条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第53条 委託者が監督官庁より許可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の営業譲渡および承継に伴う取扱い）

第54条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継することがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、受託者が辞任したときは、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

③ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

(反対者の買取請求権)

第56条の2 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を口数で除して得た額）とみなすものとします。

平成10年11月30日

委託者 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

I 別に定める現地の証券取引所

約款第12条1項および第2項、第49条1項および第50条1項の「別に定める現地の証券取引所」とは次のものとします。

香 港 証 券 取 引 所

II 別に定める契約にかかる各信託

第12条第5項、第49条第3項、第50条第5項の別に定める契約にかかる各信託とは次の通りとします。

JF 日本株・アクティブ・オープン
JF 中小型株・アクティブ・オープン

親投資信託

J F アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド
(適格機関投資家専用)

約 款

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア各国の株式を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 投資態度

成長性があり、且つ株価が割安と判断される銘柄への投資を中心とし、信託財産の長期的な成長をめざした積極的な運用を行います。MSCI オール・カントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。為替ヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ④ スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引は第 24 条の範囲で行います。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

親投資信託
J Fアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド
(適格機関投資家専用)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金200億円もしくは金200億円相当の他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。)を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ金1,000億円もしくは金1,000億円相当の他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項および第2項、第48条第1項、第49条第1項、第51条第2項の規定による信託契約解約の日までとします

(受益証券の取得申込みの勧誘の方法)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の追加型証券投資信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社とします。

(信託適格有価証券での取得の要件)

第8条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の信託財産に属する信託適格有価証券で取得する場合は、次ぎに掲げる要件の全てを満たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価額に基づき算出した価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託および投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(受益権の分割および再分割)

第9条 委託者は、第3条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第10条 追加信託金または追加信託にかかる信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を受益権口数で除した金額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第11条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第12条 委託者は、第9条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 本受益証券には、「JF アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」という名称を付します。

③ 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

④ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第13条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(記名式の受益証券の再交付)

第14条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第15条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第16条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利

ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ. 有価証券店頭指数等先物取引にかかる権利

ヘ. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利

ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

チ. 金銭債権（イ、リ、ルに掲げるものを除きます。）

リ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます）

ヌ. 金融先物取引等にかかる権利

ル. 金融デリバティブ取引にかかる権利

ヲ. 金銭を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ロ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第18条 委託者（第20条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第19条、第21条から第25条まで、第27条、第34条から第36条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）
10. 外国法人が発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）。

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

JF アセット・マネジメント・リミテッド
Chater House, 8 Connaught Road,
Central, HongKong

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする JF アジア株・アクティブ・オープン、JF アジア株・アクティブ・オープン V A および JF アジア株・アクティブ・ファアー・イースト・ファンドの委託者が当該投資信託から受ける報酬より、毎計算期末および信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、当該信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において金融商品運用額等といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第30条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第32条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第33条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日とします。ただし、第1計算期間は平成15年2月7日から平成15年11月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用並びに受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第41条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第42条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第43条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託にあっては追加信託差金、信託契約の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第45条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第46条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には、適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より許可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継することがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、受託者が辞任したときは、委託者は新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第2項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。
(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成 15 年 2 月 7 日

委託者 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

JFアジア株・アクティブ・オープン

追加型株式投資信託 / 国際株式型(アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能

投資信託説明書(請求目論見書) 2005.2

発行・運用は

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン

この目論見書により行うJFアジア株・アクティブ・オープンの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）（以下「証券取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年2月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成17年2月15日に生じております。

本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書第三部「ファンドの詳細情報」の内容を記載した、証券取引法第15条第3項に基づき投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

目 次

	頁
請求目論見書	
第三部 ファンドの詳細情報.....	1
第1 ファンドの沿革.....	1
第2 手続等	
1 申込手続等.....	1
2 換金手続等.....	3
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要.....	5
2 受益者の権利等.....	8
第4 ファンドの経理状況.....	9
第5 設定及び解約の実績.....	22

第三部 ファンドの詳細情報

《以下で使用する用語の定義は、本書で別段の定めがある場合を除き、全て「JFアジア株・アクティブ・オープン」の、証券取引法第15条第2項本文に規定する、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）のとおりとします。》

第1 ファンドの沿革

平成10年11月30日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
平成15年2月7日	マザーファンドの信託契約締結、設定 ファミリーファンド方式の運用開始

第2 手続等

1 申込手続等

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益証券の取得申込みの受付が行われます。ただし、香港証券取引所の休業日には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。

申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

(a) 一般コース : 申込単位は、販売会社が定めるものとします。

(b) 自動けいぞく投資コース : 申込単位は、販売会社が定めるものとします。^{*}

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。

^{*} 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。

申込単位および申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせください。

販売価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口あたり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口あたり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

受付時間

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受け付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資者は、取得申込日から起算して5営業日目までに取得申込代金を申込の販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の口座を經由して受託会社の当ファンド口座に払い込まれます。

(b) 受益証券の引渡しについて

「一般コース」で受益証券が販売会社に保管（保護預り）される場合、および「自動けいぞく投資コース」の場合は、保護預り口座に受益証券が入庫されることにより引渡されます。

「一般コース」においては受益証券の現物を引渡すことも可能です。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

なお、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て販売会社における保護預りとなりますので、引き出すことはできません。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

2 換金手続等

換金方法

原則として、毎営業日にいつでも換金することができます。ただし、香港証券取引所の休業日には、換金申込みの受付は行いません。

換金の方法は、解約請求による場合と買取請求による場合の2つがあります。販売会社によっては、解約請求のみの取扱いの場合があります。また、換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込手続等 申込取扱場所」を参照してください。

換金価格

(a) 解約請求

受益者は、委託会社に対し、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約請求による換金価格は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、受益者の受取り金額は、換金価格から受益者毎の個別元本超過額に対する所得税額および地方税額を差引いた金額とします。(課税については、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4.手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」を参照してください。)

なお、確定拠出年金法に規定する資産管理機関または連合会等が受益者として解約した場合は、税務上の取扱いが異なります。(詳しくは、販売会社にお問い合わせください。)

(b) 買取請求

受益者は、販売会社に対し、1口単位をもって受益証券の買取りを請求することができます。買取請求による換金価格は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額とします。(当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。課税については、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4.手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」を参照してください。)

換金単位

1口単位とします。

受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b) 受益証券の引渡しについて

「一般コース」で受益証券が販売会社に保管(保護預り)されている場合、および「自動けいぞく投資コース」の場合は、換金された受益証券は保護預り口座から出庫されて引渡されます。「一般コース」で受益証券の現物を保有されている受益者は、引渡し方法につき販売会社にお問い合わせください。

受付時間

換金の申込みの受付けは原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

換金請求時の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客当たり1日5億円を超える換金の請求には制限を設ける場合があります。

換金の中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該証券の換金の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとして取扱うこととします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

受益証券1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益証券1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益証券1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益証券1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。混蔵して保管する受益証券については販売会社名義で銀行、信託銀行、証券会社又は他の金融機関に再寄託することがあります。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

(3) 信託期間

信託期間は無期限です。

ただし、下記「(5)その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年5月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年5月15日までの年2回とします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了等（詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照ください。）

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回る場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d.によりこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監査官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の認可取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、この信託はその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の営業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、後記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は新受託会社を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更（詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照ください。）

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（注） 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、投信法の規定に基づき、計算期間終了日毎に期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当ファンドにかかる知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定に従って自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益証券の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

2 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。また、保護預りの場合には指定された口座に収益分配金が支払われます。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。また、保護預りの場合には指定された口座に償還金が支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益証券の一部解約の実行請求権および買取請求権

受益者は、受益証券の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有し、また受益証券の買取を販売会社に請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5)その他 信託の終了等」または「信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第11期計算期間（平成15年11月18日から平成16年5月17日まで）および第12期計算期間（平成16年5月18日から平成16年11月15日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成16年7月6日

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

山手章

関与社員 公認会計士

大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFアジア株・アクティブ・オープンの平成15年11月18日から平成16年5月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFアジア株・アクティブ・オープンの平成16年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成17年1月11日

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

山手 章

指定社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFアジア株・アクティブ・オープンの平成16年5月18日から平成16年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFアジア株・アクティブ・オープンの平成16年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

JFアジア株・アクティブ・オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	第11期	第12期
		(平成16年5月17日現在)	(平成16年11月15日現在)
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		93,991,217	6,767,710
親投資信託受益証券		21,381,948,936	24,165,238,778
未収入金		3,155,374	43,077,773
流動資産合計		21,479,095,527	24,215,084,261
資 産 合 計		21,479,095,527	24,215,084,261
負 債 の 部			
流動負債			
未払解約金		4,458,568	52,328,394
未払受託者報酬		9,273,788	12,278,590
未払委託者報酬		132,615,054	175,583,822
その他未払費用		1,575,000	1,575,000
流動負債合計		147,922,410	241,765,806
負 債 合 計		147,922,410	241,765,806
純 資 産 の 部			
元本			
元本	1	18,569,080,900	19,350,778,764
剰余金			
期末剰余金		2,762,092,217	4,622,539,691
(うち分配準備積立金)		(62,558,389)	(254,581,240)
剰余金合計		2,762,092,217	4,622,539,691
純 資 産 合 計		21,331,173,117	23,973,318,455
負債・純資産合計		21,479,095,527	24,215,084,261

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	注記 番号	第11期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年 5月17日)	第12期 (自 平成16年 5月18日 至 平成16年11月15日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		979,908,300	2,073,614,823
営業収益合計		979,908,300	2,073,614,823
営業費用			
支払利息		4,897	-
受託者報酬		9,273,788	12,278,590
委託者報酬	1	132,615,054	175,583,822
その他費用		1,575,000	1,575,000
営業費用合計		143,468,739	189,437,412
営業利益又は営業損失()		1,123,377,039	1,884,177,411
経常利益又は経常損失()		1,123,377,039	1,884,177,411
当期純利益又は当期純損失()		1,123,377,039	1,884,177,411
一部解約に伴う当期純利益分配額		598,105,855	165,777,297
期首剰余金		2,610,239,407	2,762,092,217
剰余金増加額		3,168,587,038	542,804,882
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(3,168,587,038)	(542,804,882)
剰余金減少額		1,295,251,334	400,757,522
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(1,295,251,334)	(400,757,522)
分配金	2	-	-
期末剰余金		2,762,092,217	4,622,539,691

重要な会計方針

区 分	第11期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年5月17日)	第12期 (自 平成16年5月18日 至 平成16年11月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 信託約款第40条により、平成15年11月15日および平成15年11月16日が休日のため、前計算期間末日は平成15年11月17日としており、また、平成16年5月15日および平成16年5月16日が休日のため、当計算期間末日は平成16年5月17日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	計算期間末日の取扱い 信託約款第40条により、平成16年5月15日および平成16年5月16日が休日のため、前計算期間末日は平成16年5月17日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

区 分	第11期 (平成16年5月17日現在)	第12期 (平成16年11月15日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 13,552,660,819 円 期中追加設定元本額 11,371,264,193 円 期中一部解約元本額 6,354,844,112 円	期首元本額 18,569,080,900 円 期中追加設定元本額 3,473,583,908 円 期中一部解約元本額 2,691,886,044 円

(損益及び剰余金計算書関係)

区 分	第11期 (自 平成15年11月18日 至 平成16年5月17日)	第12期 (自 平成16年5月18日 至 平成16年11月15日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	30,912,600円	45,435,020円
2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,699,533,828円)及び分配準備積立金(62,558,389円)より2,762,092,217円(1万口当たり1,487.47円)を分配対象収益としておりますが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,493,431円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(190,393,467円)、信託約款に規定される収益調整金(4,367,958,451円)及び分配準備積立金(54,694,342円)より4,622,539,691円(1万口当たり2,388.81円)を分配対象収益としておりますが、分配を行っておりません。

(有価証券関係)

第11期 (平成16年5月17日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	21,381,948,936	1,547,056,777
合 計	21,381,948,936	1,547,056,777

第12期 (平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,165,238,778	1,992,379,580
合 計	24,165,238,778	1,992,379,580

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第11期 (平成16年5月17日現在)		第12期 (平成16年11月15日現在)	
1口当たりの純資産額	1.1487 円	1口当たりの純資産額	1.2389 円
(1万口当たりの純資産額)	11,487 円)	(1万口当たりの純資産額)	12,389 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	JFアジア株・アクティブ・オープン・ マザーファンド (適格機関投資家専用)	18,051,272,711	24,165,238,778	-
合計	-	18,051,272,711	24,165,238,778	-

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。
尚、親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成16年5月17日現在)	(平成16年11月15日現在)
		金額	金額
資 産 の 部			
流動資産			
預金		831,206,398	11,926,514
コール・ローン		1,643,012,357	410,257,791
株式		23,024,089,549	28,008,030,703
新株予約権証券		1,271,537	6,973,691
派生商品評価勘定		151,403	-
未収配当金		89,253,639	7,696,656
未収利息		45	11
流動資産合計		25,588,984,928	28,444,885,366
資 産 合 計		25,588,984,928	28,444,885,366
負 債 の 部			
流動負債			
未払金		403,256,114	70,866,632
未払解約金		3,155,374	43,077,773
流動負債合計		406,411,488	113,944,405
負 債 合 計		406,411,488	113,944,405
純 資 産 の 部			
元本			
元本	1	20,443,362,061	21,162,403,826
剰余金			
剰余金		4,739,211,379	7,168,537,135
剰余金合計		4,739,211,379	7,168,537,135
純 資 産 合 計		25,182,573,440	28,330,940,961
負債・純資産合計		25,588,984,928	28,444,885,366

(注)「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成16年5月17日および平成16年11月15日における同親投資信託の状況であります。

重要な会計方針

区 分	(自 平成15年11月18日 至 平成16年 5月17日)	(自 平成16年 5月18日 至 平成16年11月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 同左</p>
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成 12 年総理府令第 133 号）」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

区 分	(平成16年5月17日現在)	(平成16年11月15日現在)		
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額	16,091,986,136円	期首元本額	20,443,362,061円
	期首より平成16年5月17日までの追加設定元本額	10,681,123,880円	期首より平成16年11月15日までの追加設定元本額	3,344,380,763円
	期首より平成16年5月17日までの解約元本額	6,329,747,955円	期首より平成16年11月15日までの解約元本額	2,625,338,998円
	平成16年5月17日現在の元本の内訳(注)		平成16年11月15日現在の元本の内訳(注)	
	JFアジア株・アクティブ・オープン	17,358,295,938円	JFアジア株・アクティブ・オープン	18,051,272,711円
	JFアジア株・アクティブ・オープンVA(適格機関投資家専用)	146,153,529円	JFアジア株・アクティブ・オープンVA(適格機関投資家専用)	187,167,350円
	JFアジア株・アクティブ・ファースト(適格機関投資家専用)	2,938,912,594円	JFアジア株・アクティブ・ファースト(適格機関投資家専用)	2,923,963,765円
合 計	20,443,362,061円	合 計	21,162,403,826円	

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

(平成16年5月17日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	23,024,089,549	2,593,535,075
新株予約権証券	1,271,537	1,005,402
合 計	23,025,361,086	2,594,540,477

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(平成16年11月15日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	28,008,030,703	2,152,539,577
新株予約権証券	6,973,691	8,014
合 計	28,015,004,394	2,152,547,591

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

区 分	(自 平成15年11月18日 至 平成16年5月17日)	(自 平成16年5月18日 至 平成16年11月15日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成16年5月17日現在)

(単位：円)

区分	種類		(平成16年5月17日現在)			
			契約額等		時価	評価損益
				うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	買建	香港ドル	19,758,174	-	19,769,269	11,095
	売建	香港ドル	12,775,576	-	12,690,538	85,038
		タイバーツ	10,914,780	-	10,859,510	55,270
合計		43,448,530	-	43,319,317	151,403	

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

4. 評価損益は、当親投資信託の計算期間の開始日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(平成16年11月15日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(平成16年5月17日現在)		(平成16年11月15日現在)	
1口当たりの純資産額	1.2318 円	1口当たりの純資産額	1.3387 円
(1万口当たりの純資産額)	12,318 円)	(1万口当たりの純資産額)	13,387 円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

(平成16年11月15日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	アメリカドル	E.SUN FINANCIAL HOL-REGS GDR	25,743	17.70	455,651.10	
		SAMSUNG ELEC GDR 1/2 VOTING 144A	41,097	203.00	8,342,691.00	
		SK TELECOM CO LTD ADR	132,800	22.00	2,921,600.00	
	計	銘柄数:	3		11,719,942.10	
					(1,234,930,299)	
		組入時価比率:	4.4%		4.4%	
株式	香港ドル	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD 'H'	2,000,000	4.80	9,600,000.00	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,402,000	14.50	20,329,000.00	
		CHEUNG KONG	516,000	68.50	35,346,000.00	
		CHINA MOBILE (HONG KONG)	1,029,000	24.20	24,901,800.00	
		CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	12,938,000	3.22	41,725,050.00	
		CHINA TELECOM CORP LTD 'H'	5,364,000	2.80	15,019,200.00	
		CLP HOLDINGS LTD	463,000	44.50	20,603,500.00	
		CNOOC LTD	6,713,000	4.15	27,858,950.00	
		COSCO PACIFIC LIMITED	3,466,000	13.50	46,791,000.00	
		GLOBAL BIO-CHEM TECHNOLOGY	3,882,000	6.30	24,456,600.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	1,720,000	11.80	20,296,000.00	
		HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	588,500	34.90	20,538,650.00	
		HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	1,715,000	6.30	10,804,500.00	
		KERRY PROPERTIES LTD	1,011,105	15.15	15,318,240.75	
		LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	3,569,500	12.05	43,012,475.00	
		PETROCHINA CO LTD 'H'	6,966,000	4.20	29,257,200.00	
		SHUN TAK HOLDINGS LIMITED	3,270,000	6.35	20,764,500.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	360,000	77.25	27,810,000.00	
		SWIRE PACIFIC LIMITED 'A'	1,135,500	61.25	69,549,375.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	2,000,000	16.40	32,800,000.00	
WEIQIAO TEXTILE CO LTD-H	1,743,000	11.95	20,828,850.00			
WHARF HOLDINGS	754,000	27.80	20,961,200.00			
WHEELLOCK & COMPANY LTD	2,079,000	11.95	24,844,050.00			
YANZHOU COAL MINING-H	1,876,000	11.95	22,418,200.00			
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	2,270,000	3.15	7,150,500.00			
	計	銘柄数:	25		652,984,840.75	
					(8,854,474,440)	
		組入時価比率:	31.3%		31.6%	
株式	シンガポールドル	CAPITALAND LTD	2,307,000	2.02	4,660,140.00	
		CITY DEVELOPMENTS	715,000	6.80	4,862,000.00	
		COMFORTDELGRO CORP LTD	5,722,000	1.57	8,983,540.00	
		DBS GROUP HOLDINGS LTD	705,000	16.30	11,491,500.00	
		HUAN HSIN HOLDINGS LTD	2,600,000	0.86	2,249,000.00	
		KEPPEL CORP LTD	1,074,000	8.40	9,021,600.00	
		OVERSEAS CHINESE BANK	728,000	13.70	9,973,600.00	
		計	銘柄数:	7		51,241,380.00
					(3,272,274,526)	
		組入時価比率:	11.6%		11.7%	
株式	マレーシアドル	AMMB HOLDINGS BHD	2,342,200	3.30	7,729,260.00	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	218,300	44.50	9,714,350.00	
		IOI CORP BERHAD	2,007,700	9.70	19,474,690.00	
		MALAYSIA INTL SHIPPING (F)	887,400	14.80	13,133,520.00	
		PUBLIC BANK BHD (F) MKT	1,373,700	7.20	9,890,640.00	
	計	銘柄数:	5		59,942,460.00	
					(1,662,803,840)	
		組入時価比率:	5.9%		5.9%	
株式	タイバーツ	ADVANCED INFORMATION SERVICE (F)	926,000	94.50	87,507,000.00	
		KIATNAKIN FINANCE (F)	2,633,800	30.00	79,014,000.00	

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
		PTT PCL (F)	500,000	169.00	84,500,000.00	
		SIAM CEMENT CO LTD (F)	459,900	250.00	114,975,000.00	
		SIAM PAN LEASING PCL (F)	1,398,900	32.75	45,813,975.00	
	計	銘柄数 :	5		411,809,975.00	
					(1,078,942,134)	
		組入時価比率 :	3.8%		3.9%	
	インドネシアルピア	PT ASTRA INTERNATIONAL INC	900,000	8,550.00	7,695,000,000.00	
		PT BANK CENTRAL ASIA	9,394,000	2,750.00	25,833,500,000.00	
		PT BANK DANAMON INDONESIA	2,917,000	3,800.00	11,084,600,000.00	
		PT BANK MANDIRI	14,100,000	1,700.00	23,970,000,000.00	
		PT HM SAMPOERNA TBK	1,200,000	7,050.00	8,460,000,000.00	
		PT INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	3,100,000	2,325.00	7,207,500,000.00	
		PT INDONESIA SATELLITE CORP	2,682,000	5,600.00	15,019,200,000.00	
		PT TELEKOMUNIKASI	2,456,000	4,725.00	11,604,600,000.00	
	計	銘柄数 :	8		110,874,400,000.00	
					(1,319,405,360)	
		組入時価比率 :	4.7%		4.7%	
	ウォン	GOOD MORNING SHINHAN SECURITIES CO	480,000	3,745.00	1,797,600,000.00	
		HALLA CLIMATE CONTROL	343,300	10,000.00	3,433,000,000.00	
		HYUNDAI MOBIS	54,000	62,700.00	3,385,800,000.00	
		KOOKMIN BANK	266,420	41,050.00	10,936,541,000.00	
		KOREA ELECTRIC POWER CORP	238,940	23,850.00	5,698,719,000.00	
		PARADISE CO LTD	960,000	4,010.00	3,849,600,000.00	
		POSCO	29,960	176,500.00	5,287,940,000.00	
		SAMSUNG ELECTRONICS	39,510	448,500.00	17,720,235,000.00	
		SAMSUNG FIRE & MARINE INS	30,000	72,400.00	2,172,000,000.00	
		SK TELECOM	4,620	200,000.00	924,000,000.00	
		SSANGYONG MOTOR CO	250,000	6,680.00	1,670,000,000.00	
	計	銘柄数 :	11		56,875,435,000.00	
					(5,488,479,477)	
		組入時価比率 :	19.4%		19.6%	
	シンタイワンドル	AU OPTRONICS CORP	3,179,000	38.80	123,345,200.00	
		CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	2,659,000	64.50	171,505,500.00	
		CHINA STEEL	3,745,760	34.60	129,603,296.00	
		CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	4,377,000	38.00	166,326,000.00	
		CHUNG HWA PULP	151,300	14.85	2,246,805.00	
		CHUNGHWA TELECOM CO LTD	800,000	60.50	48,400,000.00	
		FIRST FINANCIAL HOLDING CO	2,921,000	27.80	81,203,800.00	
		HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,047,000	128.50	134,539,500.00	
		MEDIATEK INC	385,000	233.00	89,705,000.00	
		MEGA FINANCIAL HLDGS CO LTD	3,859,000	22.80	87,985,200.00	
		NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	1,032,180	89.50	92,380,110.00	
		SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	1,500,000	31.40	47,100,000.00	
		TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	305	28.70	8,753.50	
		TAIWAN CELLULAR CORP	4,861,000	34.50	167,704,500.00	
		TAIWAN SEMICONDUCTOR	3,968,293	47.00	186,509,771.00	
		YANG MING MARINE TRANSPORT	2,000,000	29.60	59,200,000.00	
	計	銘柄数 :	16		1,587,763,435.50	
					(5,096,720,627)	
		組入時価比率 :	18.0%		18.2%	
	合計				28,008,030,703	
					(28,008,030,703)	

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(口)株式以外の有価証券

(平成16年11月15日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	香港ドル	GLOBAL BIO-CHEM WARRAMTS 07/05/31		634,500.00	380,700.00	
		HOPEWELL HIGHWAY 060805 WRT		101,200.00	133,584.00	
	計	銘柄数:	2	735,700.00	514,284.00	
					(6,973,691)	
		組入時価比率:	0.0%		100.0%	
	合計				6,973,691	
					(6,973,691)	
	株式以外計				6,973,691	
					(6,973,691)	

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等関係注記 取引の時価等に関する事項」
に開示しておりますので、記載を省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2004年12月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	23,797,141,063	円
負債総額	147,994,626	円
純資産総額(-)	23,649,146,437	円
発行済口数	18,322,920,467	口
1口当たり純資産額(/)	1.2907	円

(参考) JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(2004年12月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	28,126,620,829	円
負債総額	61,366,680	円
純資産総額(-)	28,065,254,149	円
発行済口数	20,084,795,282	口
1口当たり純資産額(/)	1.3973	円

第5 設定及び解約の実績

下記期間期間中の設定および解約の実績ならびに当該期間期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)	残存口数 (口)
1期	194,425,284	2,979,226	191,446,058
2期	641,901,837	54,407,592	778,940,303
3期	6,360,650,059	1,079,035,232	6,060,555,130
4期	997,058,536	1,332,518,766	5,725,094,900
5期	479,837,413	744,918,260	5,460,014,053
6期	617,278,477	418,173,969	5,659,118,561
7期	2,575,311,111	1,205,835,415	7,028,594,257
8期	1,458,535,200	474,124,894	8,013,004,563
9期	838,111,373	707,448,309	8,143,667,627
10期	7,936,507,650	2,527,514,458	13,552,660,819
11期	11,371,264,193	6,354,844,112	18,569,080,900
12期	3,473,583,908	2,691,886,044	19,350,778,764

(注1) 第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。